

平成22年4月16日

中小企業に対するリースの支払猶予について

我が国経済の基礎を支える中小企業の経営安定化に向けて、経済産業省は、リース会社に対し、中小企業からリースに関する支払猶予や契約期間延長等の申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応を行うよう要請することとしました。具体的には、社団法人リース事業協会に対し、所属するリース会社に要請を周知徹底することを求めることとしました。

1. 我が国経済は回復基調にあります。依然予断を許さない情勢にあり、特に、我が国経済の基礎を支える中小企業の経営の安定化を図ることは重要な課題です。
2. このため、経済産業省としては、昨年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨も踏まえ、同法の対象金融機関とはなっていないリース会社においても、中小企業からリースに関する支払猶予や契約期間延長等の申込みがあった場合には、柔軟かつ適切な対応を行うよう要請することとしました。具体的には、社団法人リース事業協会に対し、所属するリース会社に要請を周知徹底することを求めることとしました。
3. こうした取組を通じ、我が国中小企業の資金繰りが円滑化し、経営の安定化が図られることを、期待いたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通グループ 取引信用課長 坂口

担当者：寺本、小林（栄）

電話：03-3501-1511（内線 4191～4）

03-3501-2302（直通）

経 済 産 業 省

平成22・04・08商第1号

平成22年4月16日

社団法人リース事業協会
会長 陶浪 隆生 殿

経済産業大臣 直嶋 正行

中小企業に対するリースの支払猶予について

我が国経済は回復傾向にあるものの、依然予断を許さない情勢にあり、景気の安定に向けた不断の努力が不可欠の状況にあります。このような状況を受け、我が国経済の基礎を支える中小企業についても、資金繰りの円滑化を始め、経営の安定化を図ることが引き続き重要な課題です。

リース事業者においては、昨年12月に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨も踏まえ、中小企業から支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をしていただくことが期待されます。つきましては、貴団体におかれましては、貴団体所属のリース事業者に対して、本要請の周知徹底を図っていただくことをお願いいたします。